

# 審査請求書

平成 30 年 11 月 22 日

国立大学法人東北大学 御中

## 審査請求人

請求者 名称 東北大学職員組合  
代表者 執行委員長 片山 知史  
住所 (〒980-8577)  
仙台市青葉区片平 2-1-1 東北大学職員組合書記局  
連絡先電話番号 022-227-8888 (担当: 書記 小野寺 智雄)

次のとおり不服申立てをします。

### 1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

請求者 名称 東北大学職員組合  
代表者 執行委員長 片山 知史  
住所 (〒980-8577)  
仙台市青葉区片平 2-1-1 東北大学職員組合書記局  
連絡先電話番号 022-227-8888 (担当: 書記 小野寺 智雄)

### 2 審査請求に係る処分

貴機関が平成 30 年 (2018 年) 9 月 3 日付けで決定・通知した開示請求者に対する法人文書部分開示決定処分 (総法文 17 号)

### 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 30 年 (2018 年) 9 月 3 日

### 4 審査請求の趣旨

- (1) 支出契約決議書(契約日:平成 29 年 1 月 31 日)(以下「決議書 A」)のうち、非開示とされた「『支出内訳』の項目、単位、金額の一部」と「見積金額」、および随意契約理由書の「理由」の開示を求める。
- (2) 非開示とされた経費精算書(H28/6/30~H30/7/19)全 43 件(以下「精算書」)の「総支給額」「報酬に係る金額」等支払額の合計がわかる金額の開示を求める。

## 5 審査請求の理由

- (1) 「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」第 53 条によれば、「予定価格が 300 万円を超える役務の提供」については、「落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量」「落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所」「随意契約を締結した場合は根拠規程の条文及びその理由」「予定価格」等を「公表しなければならない」とされている。実際に、本情報公開請求の結果、部分開示された「決議書 A」の案件については、その対象であり、「随意契約によることとした根拠規定の条文、理由」や「契約総額」等が「本学のウェブサイト」に公開されている。しかるに、本情報公開請求に対して、「決議書 A」のうち、『支出内訳』の項目、単位、金額の一部」と「見積金額」、および随意契約理由書の「理由」が非開示とされた。「決議書 A」に関する上記の事項についての開示を求める。
- (2) 今回の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」によれば、「決議書 A」の「見積金額」の非開示についても、全 43 件の「精算書」の「総支給額」や「報酬に係る金額」についても、同じ理由「業務に対する報酬等の金額であり、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とされている。日本弁護士連合会報酬規程が平成 16 年 4 月に撤廃されて、弁護士報酬は自由競争になっているが、これは公正有効な競争の確保や合理性の観点からなされたものであり、そのことをもって直ちに、報酬等の金額を公表することが、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。実際に、法人や地方公共団体等において、弁護士報酬を公表している事例は多く存在している。また、弁護士報酬の情報公開を求めて、非開示とされ、審査請求も認められなかった事例においても、「1 時間当たりの報酬単価」「弁護士の評価に直結する情報」等、より具体的に当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性の根拠が示されている。本件は、大学自身が「契約総額」をすでに公表しており、「当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に当てはまらないことは明らかである。したがって、非開示とされた「精算書」の「総支給額」「報酬に係る金額」等支払額の合計がわかる金額の開示を求める。

## 6 教示の有無及び内容

「この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。」との教示があった。

## 7 その他

\* 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。